

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和6年9月9日

【開催日】 令和6年9月9日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時7分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

建設部長	井上岳宏	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
土木課長	大和毅司	土木課課長補佐兼管理係長	壹岐雅紀
土木課主査兼用地係長	日高辰将	土木課道路整備係長	三塩泰史
土木課河川港湾係長	中村友哉	都市計画課課長補佐兼都市整備係長	立野健一郎
都市計画課管理緑地係長	村上陽子	都市計画課計画係長	佐久間庸次
都市計画課建築指導室主任	川口圭司	下水道課長	中村景二
下水道課課長補佐兼計画係長	藤本英樹	下水道課管理係長	岡村厚志
下水道課管理係主任	原田尚枝	建築住宅課長	島津克則
建築住宅課主幹	石橋啓介	建築住宅課主査兼住宅管理係長	縄田誠
建築住宅課主査兼建築係長	山本雅之	建築住宅課主査	石田佳之
建築住宅課住宅管理係主任	壹岐隆三郎		

【事務局出席者】

局次長	中村潤之介	議事係書記	末岡直樹
-----	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第51号 令和5年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 2 議案第61号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）につ

いて

午前 9 時 開会

藤岡修美分科会長 ただいまから、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を再開いたします。本日の審査日程はお手元に示してあるとおりに進めてまいります。議案第 5 1 号令和 5 年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について審査番号③、審査事業 1 8 番の市道くし山線道路改良工事について執行部の説明を求めます。

大和土木課長 それでは、令和 5 年度一般会計決算審査の土木課分について説明いたします。審査事業 1 8 番、市道くし山線道路改良事業について説明いたします。決算審査資料の 5 2 ページをお開きください。5 3 ページの図面も一緒に御覧ください。それでは、事業概要を説明いたします。市道くし山線は、J R 小野田駅の北側を東西に走り、県道小野田山陽線と県道小野田美東線を結ぶ延長約 8 7 0 メートルの市道です。平成 2 5 年時点では、県道小野田山陽線の 4 車線化計画があったため、交差点改良に影響がない区間の整備は完了しています。このたび、山口県が行っている県道小野田山陽線の 4 車線化事業による交差点改良に併せて、市道くし山線の未整備区間、県道の交差点から約 1 0 0 メートルの拡幅、および、歩道の設置を行うことで利用者の交通安全環境の向上を図ります。対象は、市民であり、手段としては、用地買収、拡幅工事としています。意図としましては、市民の安全と利便性向上としています。事業期間は、令和 5 年度から令和 1 0 年度以降としていますが、これは、県道のくし山西交差点の改良に併せて整備する必要があるとして、県道の完成について山口県に確認したところ、今の時点では完成時期は未定であるとのことですので、市道くし山線の事業についても完成時期は未定となりますので、この事業期間としております。次に、令和 5 年度の決算額ですが、調査設計委託料として、前払い金の 1 4 0 万円の支出となります。そのうち、国庫支出金である防災安全交付金を 7 0 万円、起債

を60万円充てており、一般財源は10万円となっております。また、表の一番下の特記事項の欄に示していますが、459万6,100円を令和6年度へ繰り越ししており、現在、業務中であります。活動指標としましては、事業費ベースでの進捗率を表しており、令和5年度の目標の7%に対し、実績は2%であり、28.57%の達成率となります。成果は、繰り越しの理由を記載しており、設計業務委託を発注したものの、受注者が令和5年6月30日以降の梅雨前線豪雨により、発生した県内の災害対応業務にも従事しており、災害の業務を最優先に取り組むために年度内に完了できず繰り越しが必要となったとしています。令和7年度に向けた課題及び改善策としては、引き続き設計業務を進めるとともに、山口県と連携し事業に必要な調査業務等を実施していく必要があるとしています。目標達成度は、達成率が28.57%ですので、Dとしています。令和7年度に向けた方向性は、工事が本格的に進む予定ですので、今以上の予算が必要なことから成果の拡充とコストの拡大としています。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

中村博行委員 目標達成度がDとあり、先ほどの説明で目標の7%に対し、実績は2%ということですが、これは単なる進捗だけでDと判定されたのか。後の事業にもあるんですけど、不測の事態というか、大雨等で委託事業者がそういった状況で、繰延べになった場合にA判定が出ているんですよ。あとの事業で、あくまでもその進捗だけでDという判断をされたんですか。

大和土木課長 目標達成度のDにつきまして、まずは事務事業評価シートのマニュアルについて御説明いたしますと、目標達成度のところにはA B C Dの四つの評価があります。Aについては、達成率が100%以上の場合、Bは75%以上100%未満の場合、Cが50%以上75%未満の

場合、Dが50%未満の場合で評価の区分となっております。今回の事業につきましては、事業費ベースの評価をしておりますので、この事業全体の完成を100%としたところ、令和5年度から新規事業として進め、始まっておりますので、事業費として、100%のうち7%の事業費になるというところで、今回は繰越しをしておりますので、前払い金を支払った事業費でいくと2%になるということで、結果的には28.57%の進捗率ということになりまして、Dの判定としております。

宮本政志委員 今、課長が説明されたのは、行政評価報告書を見れば総括のところに出ているので、その辺は各委員、委員長も含めて全員が目を通しているからA、B、C、Dがそれぞれ何パーセント未満かは把握しているから簡潔な答弁をお願いします。これ、今、成果の中で、県内の災害対応業務従事しており、それらを最優先に取り組むためにと書いていますよね。災害対応業務に従事するために、それらを最優先にする根拠は何ですか。つまり、これが遅れてもいいと。だからそっち側をやりなさいってという根拠は何かありますか。

井上建設部長 これは御存じのとおり、昨年、一昨年と災害がすごく集中して、災害復旧事業のほうに——まず災害査定的设计書をつくらなきゃいけない中で、すごい数が多くて、業者も手が回らないということで、山口県の技術管理課から、災害のほうを優先して当たってくださいと。現在の業務委託等については、一旦、業者からの申出があればそっちの手を止めて、災害復旧のほうに優先して当たってもらえるように協力をお願いしたいという文書が来ましたので、それを基に対応させていただきました。

宮本政志委員 そうすると、県内の他市町もこういった公共工事に対して、他市で受けている業者が県からそういう依頼があったってことは例外なく、災害復旧のほうを優先しているってことですね。

井上建設部長 まずこれは、工事ではなくて工事に係る業務委託に係ることに限定された通知であるということと、もう一つは、あくまでも業者からの申出による打合せ簿とかで災害復旧の査定設計書の工事の業務を受注しているのです、そちらを優先させたいから、工期を延伸してくださいという申出があつての対応でございますので、業者のほうはそれはそれとしてできるということでは、特段、工期を延伸したりということとは対応しておりません。あくまでも、こちらも当然聞くんですけれども、いかがですかという通知が来ているので、対応できますかという確認をした上で、ぜひ工期を延伸してください、あるいは、いやできませんということでの回答を頂いて対応しておりますので、一概に全部、一律、延伸しているというものではございません。

宮本政志委員 今の質疑は、県内の本市以外の他市町で、同じように公共工事を受け取って、県から災害復旧してくださいという何十社か何百社か分からんけど、依頼があつたので、そこは例外なく、災害復旧のほうを優先しているのかということを知りたいんですけどね。

井上建設部長 全ての他市町に聞いたわけではありませんが、業者からの話によると、山口県も、美祢市もそういう対応をしていただいているので、山陽小野田市もぜひ、この対応をお願いしたいという話は伺いました。

宮本政志委員 なぜ、しつこく聞くかといったら、所管外だけど、日の出保育園のときにアリタ設計が他の仕事が忙しいって本市の業務を半年遅れさせたよね。だから、今回この業者はそんなことはないと思うけど、そういう依頼が県からあつた。災害復旧を優先して、ちょうどそのほかにも業務があつて、これ幸いということで、「少し延期しますよ」という申請はなかったってということで受け止めていいんですか。所管外だけど日の出保育園のように、ほか忙しかつたけど、たまたま県から災害復旧優先って言われて、これ幸いということではなくて、本当にその災害復旧を優先したから、ここは遅れているんですよっていう。だからD評価にな

っているんだろうけど。それはもうそういう解釈を確実にしてもいいですかっていう質疑です。

井上建設部長 これは、主に土木の建設コンサルタントだったと思うんですが、昨年、私は入札に携わっておりまして、ある程度、世間話的にヒアリングをしたところ、やはり皆さんもう寝る間がないぐらいに、従事しておられると。下請の場合もありますし、当然元請の場合もあるんですけれども、もうかなりの本数で対応が大変だと。だからできることなら、お願いしたいというお話はありました。

恒松恵子副分科会長 関連してお伺いするんですけど、この県からの要請は、県道の隣接する関連する工事ですよね。市単独の工事の場合は、災害復旧を優先するという県の方針があるんでしょうか。

井上建設部長 県からの通達ですが、県工事にかかわらず市町についても、要はコンサルタントがそういうふうに業務委託、今、災害復旧に関する業務委託を請け負っておって、大変ということであれば、ぜひとも今請け負っている工事の工期を延伸していただいて、そちらを優先してくださいという要請だったので、特にそれが県であろうと市であろうと区別してないと解釈しております。

矢田松夫委員 事業の進捗が28.57%の達成率と言われたんですけども、その28.57%の内訳、本来なら100%のAランクやけど、今回D判定になっています。もう一度言いますが28.57%とは、どれぐらいの進捗率か。本来なら、今年度の決算では100%のAに行かないといけないけど28.57%の内訳。どこまで行ったのか。

大和土木課長 今回の事業につきましては、繰越しをしておりますが、今、調査設計業務の業務中でありまして、一応今、法線とか、どれぐらいの幅員かという、大まかな平面図はできております。28.57%でいうと、

事業費の30%が前払い金になりますが、その前払い金の支払いが終了しているということでの28.57%となっております。

藤岡修美分科会長 委託料の請負費で、前払い金を払った分のパーセントが28.57%ということで理解していいですか。

大和土木課長 そのとおりでございます。

中島好人委員 目標達成率ですから、何パーセントで、評価が出るのは致し方ないです。最低のDってなっているわけですけども、話を聞くと市の責任でDになったわけでもないというふうな感じを受けたわけで、災害復旧のほうを優先してくれという話があり、県との関わりですから国庫支出も半分以上はこのたびも出ている。となると達成度だから何かこの表の書き方がいるんじゃないかなという——これはそちらに返してどうこうっていうものじゃないんですけども、何かそんなことを考えたんですけども、何か、気に食わないというようなことを感じることありますか。

大和土木課長 達成率の件ですが、御指摘ありがとうございます。今回令和5年度からの初めての事業ということで、今、活動指標と成果指標の2種類がありまして、今回の分については、活動指標として、事業費ベースで示させてもらいました。今後、その辺りは検討をさせていただきます。また見直しをするのであればまた検討したいと思います。

宮本政志委員 そもそも市道くし山線の未整備区間の拡幅及び歩道の設置はいつ完了予定やったんですか。

大和土木課長 令和10年度以降までかかるとしておりまして、こちらについては現在設計業務中です。その結果にはよるんですが、用地買収が必要になる場合があります。用地買収が必要になると、用地取得した後に工事を着手することになります。用地買収が、早くても一応今年度、令

和6年度予定はしておるんですけど、現時点ではまだ調査が終わっていないので、必要かどうかは確定していません。工事については、県道の改良工事に影響がある箇所について、県道の改良工事に合わせて工事を進めていく予定なんですけど、県のほうが、今、このくし山線のあたりの事業についてまだ時間がかかるということなので、令和10年度以降にしている状況です。

宮本政志委員 いろいろ市民の方から聞かれると、くし山跨線橋のほうはまさに課長がおっしゃったように県の事業だから、市は何とも言えないけど、それに付随した工事ですね。次、令和10年度以降といたら令和50年でもいいわけやけど、それが遅れたから責任問題がどうこうじゃなくて、令和10年度以降では市民に聞かれたら令和10年度以降ですじゃ、令和20年度、令和50年度って話になるんで、用地買収とか地質調査の結果で大体どれぐらいの期間かっていうのは、担当課としてはないんですか。

大和土木課長 なかなか県道の事業との絡みがあるので、回答はできないんですけど、感覚的には、10年、5年ぐらいですか。5年ぐらいをめどにできればいいかなとは思っております。

宮本政志委員 課長がきちっと答弁してくれたけど、毎年毎年、災害がこうやって発生するよね。だから来年、再来年と、ほぼ毎年、今回のような災害復旧優先となるのは致し方ないところがあると思う。そうすると、課長がおっしゃった、さらに今後伸びるっていう可能性は十分あると僕らも把握したほうがいいですかね。

大和土木課長 確かに災害に関しての影響はあると思いますので、その辺りは委員の言うとおりに、確定したものではありませんので、その辺はお伝えしておきます。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業19、河川整備事業につきまして執行部の説明を求めます。

大和土木課長 引き続き、土木課です。審査事業19番、河川整備事業について御説明いたします。54ページをお開きください。55ページの図面も一緒に御覧ください。それでは、事業概要を説明いたします。境川は、上流の埴生山（わんや）溜池にその源を發し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路、約1キロメートルの普通河川です。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中しています。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用が変化している状況です。当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有しています。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれています。このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図ります。対象は、普通河川の境川であり、手段は護岸整備としています。意図は、環境保全、防災に資するものとしています。事業期間は、令和5年度から令和10年度以降としています。これは、令和5年度から新規事業として調査設計が始まり、その結果によっては、用地買収が必要となる可能性があること、また工事は河川の護岸工事となりますので、非出水期に当たる11月から5月までしか工事ができない時期となりますので、整備延長からすれば、相当の期間が必要であると判断し、この事業期間としております。次に、令和5年度の決算額ですが、一番下の特記事項に示しておりますとおり、調査設計委託料の1,226万円の全額を令和6年度へ繰り越しております。実際の業務としては、6月13日に完了しております。活動指標としましては、令和5年度末の指標を示しております。繰り越している基本設計を実施中として、進捗率は50%としています。成果は、繰り越しの理由を記載しており、こちらと同じ理由になりますが、業務委託契約を締結したが、委託先業者が山口県内に発生した7月豪雨に伴う災害復旧業

務を優先して対応する事態となったため、年度内の完了が困難となったことから、業務完了期日を翌年度に延長した、としています。令和7年度に向けた課題及び改善策は、令和7年度には工事に着手できるよう、令和6年度において基本設計並びに詳細設計を完了させる、としています。目標達成度は、基本設計の進捗率が50%ですので、Cとしています。成果とコストは、ともに現状維持としています。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 事業の概要の中で、昨年の決算では、事業の目的の中に、中四国の防衛レーダーの建設によって、雨が流れ、流水があるということの文字が今回消えております。それが一つです。二つ目に、今回、評価の目標達成で、ほとんど事業が進まなかったということで、これはAになるのかどうなのか。本来ならDじゃないかと思うんで、さっきのくし山線と同じで、先ほど報告ありましたように、令和5年度の予算が、今回調査設計料が、先ほど6月に完了したということですので、本来なら、今回の決算については、目標達成度は、Aじゃないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

藤岡修美分科会長 執行部からもらっている事務事業評価シートの目標達成度はAになっている。もし修正があるなら修正をしてもらおう。

大和土木課長 目標達成度につきましては、Cが正しいと思いますので、資料をまたお渡ししますので、よろしく申し上げます。

矢田松夫委員 Aと思って質問したから、訂正でCと言うので、要するに、CかDか行ったり来たりするような状態で、令和6年度の6月に、令和5年度の業務が終えたということです。この前も入札結果を見ました。会

社名も含めて、落札も済んでいるから、1年遅れたということでした。これは、大体先ほどのくし山線もそうですけど、終わる予定は来年度まで。それで全体を地図で見ると一部なんですけど、全体の例えば、ドライブイン南国の下から一番下の春寿司のところまで、10年なのかどうなのか。

大和土木課長 基本設計につきましては完了しておりますので、ある程度の整備箇所は55ページの地図のほうに示しております。赤く示しているところが整備対象区間ということで、南国のところと下流側の部分を合計して0.15キロメートルと書いておりますが、150メートルの区間を整備することになります。先ほども説明させていただいたとおり、非出水期の11月から5月の間までしか工事ができませんので、この延長からいくと、相当の期間がかかると思われますので、令和10年度以降までかかるとしております。

矢田松夫委員 地図からいうと、今回の対象は、国道の手前から少しと途中とさっき言った南国から一番下までの工事をする予定ですよ。

大和土木課長 今回の設計の結果、今既に、災害復旧事業でコンクリート構造物、護岸ができているところもありますので、自然護岸となっているところを主に整備していく予定となっております。

中村博行委員 農地で耕作放棄地みたいなのが結構あると思うんですけども、農地に関して受益者に値するのは、結局、工事の遅れによってどのくらいあるのか。

大和土木課長 すみません、もう一度よろしいですか。

中村博行委員 事業概要に農地が広がっておりとありますよね。農地といっても、耕作放棄地というか、もう耕作されてないところがほとんどじゃない

いかと思うんですけども、そういったことで工事が遅れることによって、農業者、地権者等で何かそういった意見というかそういう要望といったものが、この遅れによってあるのか。またそれに関係する農地の受益面積というのがどのくらいあるのか教えてください。

大和土木課長 令和5年度の事業で、基本設計が終わりましたので、その基本設計に基づいて今詳細設計を発注しております。今業務中ですので今後地権者とは今から調整していくものとなります。

藤岡修美分科会長 そうじゃなくて、農業関係。

井上建設部長 詳細設計のほうで、影響がどこまであるか、地権者がどなたであるかっていうのを調査に含めますので、現時点では把握していないというのが現状でございます。

宮本政志委員 決算なので、この事業概要の中に、中段に「過去にも災害復旧を実施するなど」、過去に災害復旧していますと、それと河川堤防の越水も報告って二つありますよね。これは予算のときの会議録を見ると、どのあたりがどうだということが多分なかったと思います。もうこれは決算なんで、この今の資料、位置図がありますよね。先ほど課長が、紹介しました赤いところが二つで150メートルは対象でしょう。一問一答なので、過去のこれ、一つ目は、災害復旧実施したのは位置図でいったらどのあたりですか。

大和土木課長 災害復旧事業で行った箇所については、赤で示しているところの間の部分です。赤と赤の間の一部分です。詳細は分からないんですけど、恐らく20メートルぐらいの範囲を部分的にやっていっています。

宮本政志委員 そうすると、今から調査に入っていくのは当然過去にそういう実施したところも踏まえて調査されるんですか。ここだけやったけど前

やったところが駄目やったら、決算の意味がないよね。

大和土木課長 基本設計の業務において、過去に行った災害復旧工事で作った護岸についての調査もしております。

宮本政志委員 それと、さっき聞いた二つ目ですが、河川堤防の越水っていうのはこの位置図でどこの堤防が越水したんですか。

大和土木課長 越水したところにつきましては、今回改良、対象区間として整備しております二つです。上と下の部分的なものにはなるんですけど、赤で示している区間内で越水しております。

福田勝政委員 決算額で人口数と人件費があります。64万1,000円は分かるんですけど、0.11人というのを教えてください。

大和土木課長 人口数の0.11人というのは、この業務に携わった人数になります。1年間を1人という単位で示したときに、どれぐらいの率でこの事業に携わったかっていう数字の合計の数字になっております。

矢田松夫委員 まだ具体的な設計図を見てないんですが、位置図からいうと普通河川の「普」の下に、住居がありますが、この方が家に帰れなかったので、少しかさ上げをされました。しかしながら、それ以上に、かさ上げたにもかかわらず、また越流して家に帰れなかったということもあつたということもあつて、さらに今の堤防よりまだ上にかさ上げするという設計図になっているんですか。

大和土木課長 過去に越水したところについては、過去の影響も含めていろいろと現地調査をして、それで今から詳細設計で構造等を精査していく予定にしております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、決算書のページに沿ってまいりたいと思います。296ページ、297ページ。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費からです。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）298ページ、299ページ。よろしいです。（「なし」と呼ぶ者あり）300ページ、301ページ。

中村博行委員 小規模土木事業助成金についてお伺いします。資料の表を頂いているんですけども、客観的な感じで今どのぐらいになっていますか。今まで小規模土木事業助成金は前年の申請があった分は翌年度に完了するという基本的な考え方があったと思うんですが、今どのような状況になっていますか。というのが、農林水産課で、小規模土地改良のほうは3年待つとかいっている。だけどその辺、やはり事業費が足りないとなんらかの措置をしないといけないという思いでお聞きします。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 小規模土木事業につきましては、少なくとも申請した翌年度には、事業が実施できるような予算の確保に努めるというところであります。また安全施設であるとか、緊急整備しないとけない事業につきましては、当該年度申請を頂いた年度で実施できるように予算を確保しているところでございます。

中島好人委員 小規模土木の関係ですけれども、資料を見ますと、申請件数が42件に対して、実施が60件と申請以上に出ているってことは、申請以外に課独自の判断でやるとか、何かその辺の中身についてお尋ねしたい。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 申請件数が、実施件数を下回っている理由でしょうか。

中島好人委員 いやいや、下回っているではない。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 一応令和5年度で申し上げますと、資料を御覧いただければと思うんですけども、申請件数42件、実施件数60件となっております。実施件数が申請件数を上回っておりますけども、これは過年度分の待機分がありますので、数字が逆転しているということになります。令和5年度で言いますと、令和4年度末に約40件の待機件数がありました。ですので、令和5年度は約90件の事業予定分があるということで、そのうち60件を実施させていただき、残りは、令和5年度末で30件、40件ぐらい残っているような状況であります。

中島好人委員 そうすると、統計表の出し方は、検討したほうがいいんじゃないかと思います。積み残しの分がここに記載されていないわけでしょう。ですから、積み残しが先ほど言った40件あったら、申請件数が42件で82件の事業をやらなきゃいけないんだけど、実施件数は60件という数字のほうが、分かりやすいんじゃないですか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 この表は議会のほうから提出の依頼がありまして、過去からこのような書式で出しておりますけども、委員がおっしゃられたように分かりにくく、実態をつかみにくいということであれば次回、検討させていただきたいなと思っております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）302ページ、303ページ。

中村博行委員 委託費で、草刈り等の委託料というのは、旧山陽地区だけだと思うんですけど、どのぐらいの自治会というか、戸数がありますか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 草刈り委託料で、自治会に委託している状況でございます。委員がおっしゃったとおり、山陽地区の自治会のほうでお願いしております。令和5年度につきましては、29自治会に御協力を頂きまして実施しているところでございます。

中村博行委員 それについて、もう既に自治会員そのものが高齢化をずっとしてきているので、それを、この29自治会から市に返すという話はもう出てきているんじゃないかと思うんですけど、その状況はどうでしたか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 おっしゃるとおり令和5年度につきましても、1自治会から、高齢化等を理由に、「もう自治会のほうでは実施できないよ」というお話も頂いております。その自治会については、草刈りの延長を短くするとか、できる範囲での対応をお願いしているところがあります。できないところにつきましては、私ども職員、あるいは、業者に委託して対応しているところでございます。

藤岡修美分科会長 ほかに、よろしいですか。同じく委託料のところ、凍結防止剤配置業務委託料というのがあるんですけども、これは冬の雪の凍結等々に備えて塩化カルシウムを置く業務ですね。最近は暖冬ですが、こういうのは必要なんですか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 塩化カルシウムの凍結防止剤配布散布事業としまして、令和5年度で言いますと、120万円程度実施しておりますけども、例年、市内約290か所近くに配布しております。令和5年度で言いますと、2回ほど積雪したのではないかなと思います。その際に、やはり凍結防止で使われている箇所もありましたので、引き続き、実施していく必要があるかなとは思っております。

宮本政志委員 藤岡分科会長の言われた凍結防止剤の委託料で二百何十か所。これ使った物だけ払うような委託料で127万円ですが、市内業者ですか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 委託料の配布事業の120万円について、凍結防止剤自体は、私どものほうで保管しております、それを現場に持

っていってもら業務と、シーズンがオフになりましたら、こちらのほうに届けていただく業務になります。

藤岡修美分科会長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）304ページ、305ページ。14節の工事請負費で、市道浜河内南線（焼野跨線橋）梁補修工事について説明してもらえますか。

三塩土木課道路整備係長 市道浜河内南線の焼野跨線橋につきましては、本山小学校の通学路に当たる、JR本山線の上を架橋した橋梁でございます。こちらにつきましては令和3年度から設計のほうをさせていただいております。このたび令和5年度に、橋面の改良といたしまして、橋面を補修する工事を実施しております。一応引き続き、JRのほうと工事委託をして令和6年度から、軌道敷のほうから橋梁本体の工事を実施していく予定で進めている状況です。

藤岡修美分科会長 これはJR絡みなので、JRが工事をされるんですか。

三塩土木課道路整備係長 そのとおりです。令和5年度は市発注で、業者に発注しております。

藤岡修美分科会長 ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）306ページ、307ページ。

中村博行委員 この委託料ですけども、その中で寄洲除去委託57万2,000円ということで、市内には小さい川がたくさんあると思うんですね。それで要望がすごく出ていたと思うんですけど、何か所ぐらいされて、その要望で積み残しがどのくらいあるか、分かれば教えてください。

中村土木課河川港湾係長 令和5年度は寄洲除去委託料で2河川ほど、埴生の小城川と厚狭の高の巣川の河川で実施をしております。要望についてで

すが、おおむね令和5年度末時点で10河川ぐらいの要望を頂いておられますので、順次、工事なり寄洲除去なりをして処理をしていっているところになります。

藤岡修美分科会長 同じ委託料で上の維持点検委託料は、河川管理費の点検委託料で、結構大きな金額なので説明してもらえますか。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 市内に設置してある排水機場の保守点検等の業務であります。

宮本政志委員 上の需用費で修繕料百二十一万円幾らは、一つじゃないかな。これたくさんあるのかな。主立った大きなものをお聞きしていいですか。

中村土木課河川港湾係長 需用費の修繕料は河川の修繕料としまして、5河川ほどのブロックを補修するような修繕をしております。それと燃料費は270万円、これは河川管理で使う燃料費……

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 燃料費270万円につきましては、市内排水機場5か所ありますけれどもこの運転に係る燃料代になります。

宮本政志委員 これは、当然のことながら市内の業者から入れていますよね。

壹岐土木課課長補佐兼管理係長 おっしゃるとおり市内業者にお願いしております。

中村博行委員 砂防費ですけれども予算になかったもので、この3,400万円について説明してください。

大和土木課長 砂防費については、県事業負担金の支出になります。こちらについては、湯の峠駅の近くで、谷があるんですけど、そこから土石流と

か土砂とかが流出して、市道とか、あと線路のほうに土砂が流出するというので、県のほうの事業で砂防に関する事業をしていただくことになりましたので支払いに資するものであります。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）308ページ、309ページ、都市計画費の上まで。（「なし」と呼ぶ者あり）362ページの災害復旧費。2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費、365ページの終わりまで一緒に。（「なし」と呼ぶ者あり）では、歳入の70ページ、71ページ。12款交通安全対策特別交付金。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。土木費分担金の地元分担金はいいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、使用料です。74ページ、75ページ。7目土木使用料、1節から4節まで、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、手数料。78ページ、79ページ。6目1節土木手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）次、負担金はいいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、国庫補助金。86ページ。土木費国庫補助金の道路橋りょう費国庫補助金はいいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、98ページ、県補助金、6目県補助金。（「なし」と呼ぶ者あり）次、100ページ、101ページ。道路橋りょう費県補助金と河川費県補助金、備蓄。備蓄関係は、西部石油での製油は一応なくなるんですけど、備蓄機能が残るからこの備蓄の補助金というのは続くんですかね。

井上建設部長 詳しくは知りませんが続くと聞いております。

藤岡修美分科会長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）102ページ。委託金。（「なし」と呼ぶ者あり）104ページ、不動産売払い収入、104ページ、105ページ。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）雑入。8節土木費、123ページです。いいですか。港湾管理費と河川管理費。（「なし」と呼ぶ者あり）あとは土木債。128ページ、129ページ。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が、災害復旧費債130ページから。公共土木施設災害復旧債。いいですか。（「はい」と

呼ぶ者あり) 歳入は以上ですね。それでは、以上で審査番号③、審査事業18、19の審査を終わります。ここで、換気のため暫時休憩とします。

午後10時1分 休憩

午後10時15分 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開いたします。審査番号④、審査事業20、厚狭駅前駐輪場整備事業について、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 審査対象事業20、厚狭駅前駐輪場整備事業について説明いたします。資料は56、57ページです。この事業につきましては、JR厚狭駅の在来線口にあります厚狭駅駐輪場を増設する事業です。増設する場所につきましては、既存駐輪場の北隣に厚狭駅前警察官連絡所がありますが、それを挟んだ更に北隣になります。駐輪場を増設するようになった背景としましては、既存の駐輪場は利用者が大変多く、通路にも自転車があふれるような状況がありました。そうした中、今回の新たに駐輪場を整備した土地には危険な空き家がありまして、生活安全課が略式代執行により解体することとなりました。駐輪場の混雑状況を解消するため、この土地を駐輪場の増設地として利活用したいと考え、令和4年度に市有財産活用検討委員会に諮ったところ、承認されましたので、令和5年度に収容台数60台の駐輪場を整備し、令和6年1月29日に供用開始いたしました。決算額は、工事請負費367万5,100円で、財源は全て一般財源です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 工事の評価についてです。駐輪場整備については別の問題であって、工事の評価については確かにそのとおりですが、次の資料を見ても分かるように、工事した後の写真しか記載されていません。ですから、工事の完了後については分かるんです。本来の目的の駐輪場の整備についてはCだと思うんです。といいますのは、写真には載っていませんが、既存の駐車場とすれば、同じような状況が新設された駐輪場になっているというのは、内容的にはもう乱雑に置くし、外にはみ出すし、本来の整備状況になっていないんじゃないかと思うんです。これについてどう思われていますか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 駐車を新たに増設したわけですが、その後、我々も月2回の点検の中で現地の状況を確認しております。写真を見ていただくと、完了後に施設の外側にA型バリケードの設置などしております。これは実際に外にとめられるということを懸念して設置したものでございます。我々が点検する中では、場外にとめられるというような状況もございませんし、この新たな区域の拡大によりまして、既存の駐輪場については少し隙間ができたような感覚です。

宮本政志委員 これ367万5,000円なので、入札ですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 指名競争入札です。

宮本政志委員 市内業者ですかね。どこですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 市内業者になります。寿建設です。

宮本政志委員 令和5年度末で大体どれぐらい埋まったんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 複数回確認しましたが、大体40台前後はとまっている状況でした。

中島好人委員 先ほど説明の中で、何か審査委員会にかけて、それで承認されたと言われました。随時、こういったものときにはそういう委員会にかけて、承認を得てやるような内容になっているんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 私が先ほど説明いたしました委員会の正式名称をもう一度繰り返しますと、市有財産活用検討委員会と申しまして、所管は企画課になります。一般的には普通財産と言われるもので、遊休地とか、利活用が決まっていない土地とかについて、この委員会の中で審査しまして、今後どういうふう to 活用されるのかを決定する機関になります。

矢田松夫委員 先ほど執行部と私が相反するような回答でした。もう1回言います。工事についてはいいですが、整備については実際にこの第2駐車場が整備の目的に沿っているのかと例えば、全くそういうふうになっていないということであります。1月2日も、実際には通勤、通学者もいないのに、ほとんど埋まっているような状況です。正月、2日から仕事するのは、特殊な仕事を除いてはないと思うんですが、ほぼ満車の状況です。それから、写真を見ても分かりますように、左右に2台自転車がとまっているんですが、1月2日の状態、あるいは最近の状態を見ると、離合できないような状況になっているということです。整備については、もう一度、工事した後に今後も点検されるようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 工事が完了しまして、月2回の点検は実施しております。また、不法駐車の点検も年に2回ほど行っております。春先と秋口ということで、令和5年度実績で言いますと、市内全部で138台。厚狭の駐輪場については、52台の撤去を行ったところです。そのような取組について、今後もしっかり行っていきたいと考えております。

藤岡修美分科会長　ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に審査事業21、テニスコート改修事業につきまして、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長　引き続きまして、審査対象事業21、テニスコート改修事業について説明いたします。資料は58、59ページです。この事業につきましては、スマイルエイジングパーク事業の一環で、須恵健康公園、浜河内緑地、江汐公園のテニスコートについて、計画的にコートや設備等の改修を行う事業です。令和4年度に須恵健康公園のテニスコート4面の全面改修を行いましたので、令和5年度は浜河内緑地のテニスコート8面のうち、利用者の多い4面について全面改修を行いました。改修内容としましては、浜河内緑地はクレーのテニスコートですので、真砂土系の表層と下層路盤を全面的に入れ替えました。また、コートのラインテープ、ネットやネットポスト、ベンチやシェルターといった付帯施設も更新しました。決算額は、工事請負費2,791万9,100円で、財源は、一般事業債1,290万円、スポーツ振興くじ助成金1,060万4,000円、一般財源441万5,100円です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長　執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

中島好人委員　利用者の推移はどういう状況になっていますか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長　浜河内緑地公園だけの回答でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）浜河内緑地で言いますと、おおむね3,000人ぐらいが利用されていたんですが、令和5年度については1,600人ということで、50%ぐらいの利用状況でございます。令和4年度は2,190人、令和3年度が1,748人ということで、多少増減があるような状況ですが、令和5年度については工事の影響も

あつて少し利用者が落ちたのかなと思っておりますので、少しずつは回復しているんじゃないかと思っています。

宮本政志委員 2, 791万9, 000円は入札でしょうか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 こちらは指名競争入札でございます、市内業者を指名して入札しております。受注会社につきましては、ヨシミ工業株式会社です。

宮本政志委員 工事は普通のグラウンドと違うんで、ここはもともと水はけがよかったし、草も生えにくいような真砂をしっかりと使われたと思うんだけど、その辺りは担当課で確認していますか。当初の計画でそうなっているのかな。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 このたびの改修工事の概要で言いますと、表層10センチメートルほどです。スポーツバインダーを混ぜた真砂土、良質土を敷いておりまして、その下については路盤工ということで碎石を敷いておりますので、水はけは以前に比べて随分解消したと思っております。

中島好人委員 利用料についてです。令和元年では53万4, 000円。令和5年では27万4, 000円で、先ほどコロナ禍の関係じゃないかということですけども、私が聞いたのは、市民と市民以外との料金の差があることです。料金体系はどうなっていますか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 市内の方と市外の方ということで、大人の利用について回答しますと、市内の方が100円、市外の方が3倍の300円となります。小学生、中学生については50円、また、市外については3倍の150円となります。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。スポーツ施設等整備事業助成率は3分の2で、スポーツ振興くじの助成が使われておりますけれども、これについて説明をお願いできますか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 スポーツ振興くじ助成金というのは文部科学省が所管しております、独立行政法人日本スポーツ振興センターが執り行っているものでございます。主にtoto、BIGなどの売上げで得られた資金を基に地方公共団体における、身近なスポーツ、施設の整備など、促進を図ることを目的とした事業でございます。

藤岡修美分科会長 これは文科省に申請する形になるんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 独立行政法人日本スポーツ振興センターに申請いたします。

藤岡修美分科会長 これは俗に言うサッカーくじですね。申請すれば必ずつくんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 必ずつくかどうかというのはなかなかこちらで判断はできないんですが、過去の実績で言いますと、申請したものはついております。ただ、内示率には多少の増減がある状況でございます。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業が終わりましたので、決算書のページで審査してまいりたいと思います。194、195ページ。住居表示整備費。ちなみに住居表示はどこをやられたんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 こちらの費用が新規の住居表示の設定というわけではなく、現在指定している住居表示の維持管理に関する

費用でございます。主には台帳の修正やプレートの種修繕などの費用でございまして、場所でいいますと、今回136街区分、高栄1丁目から3丁目、平成町、共和台、大休団地、新有帆町、厚狭1丁目、桜1丁目、2丁目ということでございます。

宮本政志委員 これの委託先はどこですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 丸菱工業株式会社です。

藤岡修美分科会長 都市計画費、都市計画総務費、308、309ページはいいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）人件費は310、311ページ、いいですか。14節工事請負費は先ほどの審査事業20番ですね。12節委託料で、繰越明許されていた都市計画関連図書作成委託料はもう完成しているんですか。

佐久間都市計画課計画係長 12節委託料、繰越明許、都市計画関係図書作成委託料は完了しております。

藤岡修美分科会長 ほかはよろしいですか。312、313ページ。

矢田松夫委員 駅南の定住奨励金ですが、計算すると3件実施されたということとであります。カオル製作所の道を真っすぐ行くと、右側がさくら公園、左側がねたろう保育園ですが、この3件というのは、どこですか。

佐久間都市計画課計画係長 この3件は、左側が0件、右側が3件でございます。

矢田松夫委員 左側がいわゆる浸水地域です。これまでの回答によると、近くの桜川の浸水も、定住されない大きな理由となっております。これについては永遠に解消されないと思うんですが、問題は令和8年に一つの区

切りをつけられるんですか。今年度の3件ぐらいではどうにもならないですが、今後どういうふうにされるのか。どういうふうを増やしていくのか、あるいは定住奨励金をどのように宣伝していくとか、そういう考えはないんですか。

佐久間都市計画課計画係長 定住奨励金制度は5年の期限付制度でございます。来年度が最終年度となります。今年度までの実績を踏まえ、それプラス厚狭駅南部地区の現状を踏まえ、来年、最終年度に今後どのようにしていくのかということを検討する予定としております。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、314、315ページです。

矢田松夫委員 毎年言うんですが、公園の維持管理です。結局のところ、1年間全然使わないで、時期が来たら草を刈って、1年間に1回草を刈るといふ繰り返しなんです。そろそろ整理とは言いませんが、A、B、Cの判定ぐらいつけて判定するとか、公園をどういうふうに対応するとか、もうそういう時期に来ていると思うんです。子供は少なくなったし、公園でキャンプをするとか、イベントをするとかもありませんし、単に維持管理をするという名目だけの税金の無駄遣いとなるんです。その辺をどう考えておられますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 委員おっしゃるとおり、児童数の減少に伴いまして遊ぶ公園としての機能が弱まっている公園はあります。ただ、これだけ大規模な自然災害が起こる中で、都市公園の持つ大きな機能といたしましては、一時的な避難場所や有事が起こった際の災害ごみの置場といった重要な役割もあります。今後も利用者が少ない公園につきましても適切に維持管理していきたいと考えております。

矢田松夫委員 ですから、そういった役目が果たせない、必要でない公園等も

あると思うんです。その辺の対応については検討されるということではないんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 都市公園につきましては、特に児童公園が身近な公園として数多くありますが、これらについては各地域にどのぐらいの箇所数が必要かという一つの目安がありまして、要は公園の空白地がないようにこれまでも整備しておりますので、そういった意味では不必要な公園はないと考えております。

宮本政志委員 公園管理委託料について、指定管理にいっぱい出ているけど、対象はどこですか。

村上都市計画課管理緑地係長 この公園管理委託料は、物見山公園や厚狭川河畔寝太郎公園などの清掃業務などが含まれております。

宮本政志委員 これ委託先はどこですか。

村上都市計画課管理緑地係長 まつば園やシルバー人材センターなどに委託しております。

矢田松夫委員 グリーンヒル山陽はないんですか。

村上都市計画課管理緑地係長 グリーンヒル山陽もございます。

宮本政志委員 全部は聞かんけど、全部市内業者で収まっているってことやね。

村上都市計画課管理緑地係長 市内業者に委託しております。

宮本政志委員 下から3番目、街路樹の管理委託料は、まず何社ですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長　こちらは入札をしております、市内の高木、低木などの予算でございます。入札については、昨年度1工区から4工区ということで地域分けして発注して対応させていただいております。また、その他突発的な対応等も必要になりますので、そういうものは見積り入札などの形で対応しております。市内業者で実施しています。

中島好人委員　まつば園は福祉事業団にそのまま委託されていると思うんですけども、有帆緑地公園の管理棟です。毎日行っておるわけですけども、よく使われているんです。管理はどういう感じになっているんでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長　管理棟につきましては、通常時は閉めておりました、数年前に避難所等の指定をしておりますので、災害等が事前に予想される場合には避難所として開けることはあります。

中島好人委員　そういった経費は、決算上はどのような形で現れるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長　有帆緑地公園につきましては、この管理棟のほかに受水槽やトイレ、様々な施設がありますが、全て網羅いたしました光熱水費等は緑地公園費の中で計上しております。要するに通常の維持管理必要な経費は、緑地公園費の中に計上しているということです。

藤岡修美分科会長　ほかに質疑はありますか。316、317ページ、江汐公園施設整備基金積立金まで。3目の建築指導費。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入に入ります。都市計画は土木使用料かな。74、75ページ。7目土木使用料5節公園使用料だけ。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が、手数料。78、79ページ、都市計画手数料。

宮本政志委員 建築確認の件数は、何件ですか。

川口都市計画課建築指導室主任 建築確認としまして、26件ほど出されております。その中をかみ砕きますと、一般的な住宅とか倉庫とかの確認申請が17件、計画変更が1件、計画通知といたしまして、役所の工事に関して出されているのが4件、あと、工作物関係の確認申請と変更等が3件と1件ございます。合わせて26件となっております。

宮本政志委員 26件というと割とあると思うけど、何人の職員で対応しているんですか。

川口都市計画課建築指導室主任 建築主事1名とその他の職員が3名で、合計4名で確認する形でやっております。

中島好人委員 79ページ、開発許可等の手数料があります。この開発とはどういう開発か、答えられますか。

佐久間都市計画課計画係長 こちらでいう開発許可とは、都市計画法第29条に基づく開発行為に対しての許可に関わる審査業務でございます。それに関わる手数料でございます。

中島好人委員 ぱっと思ったのは太陽光の開発等です。それはここには入らないんですか。

宮本政志委員 藤岡分科会長、これは決算でしょう。今、決算の項目をやりよるのに、波及したような質疑をどんどん認めよったら、私も何でも聞きますよ。今の質疑は流せばいいのに、認めちゃいけないよ。なんで担当課に伝えさせようとするわけですか。

中島好人委員 私が質問したこと、それは執行部がここは答える場所ではあり

ませんと答えればいいわけで……（発言する者あり）

藤岡修美分科会長 今、開発許可手数料等手数料に関する中島委員の質問で、（発言する者あり）開発許可等手数料に関する中島委員の質問に対して、その範囲で執行部、手数料の関係で回答があれば。

佐久間都市計画課計画係長 こちらの開発許可手数料に太陽光に関する開発事業は含まれておりません。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、国庫補助金、88、89ページ、3節の都市計画費国庫補助金ですね。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。委託金102、103ページ。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、利子及び配当金、104、105ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、江汐公園施設整備基金繰入金108、109ページ、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が、雑入。さっきのスポーツ振興くじ助成金123ページから、土木費雑入、8節ですね。（「なし」と呼ぶ者あり）それから、土木債、128、129ページ。5節の都市計画債。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上ですね。それでは、審査番号④に関わる審査を終わります。ここで職員入替えのため、暫時休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時 再開

藤岡修美分科会長 それでは、分科会を再開いたします。審査番号⑤、審査事業16、浄化槽整備推進事業につきまして、執行部の説明を求めます。

中村下水道課長 それでは、審査事業16番、浄化槽整備推進事業について御

説明いたします。48、49ページを御覧ください。別冊の実績報告書の24ページにも件数等を載せておりますので、併せて御覧頂けたらと思います。下水道課では、公共下水道の整備事業と併せて、浄化槽の設置の推進のための補助金を交付して、公共水域の保全や生活環境の向上に努めているところです。それでは、事業の概要について御説明いたします。この事業は、浄化槽の補助金を個人住宅に交付するもので、その交付については、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付するものです。令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、公共下水道で整備する区域を縮小しました。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により、汚水処理整備を進めていくことになるため、従来の補助金に上乗せを行うことで、汚水処理人口普及率の向上を図るものです。この事業につきましては、令和5年度より公共下水道事業計画区域から除外した区域については、従来の金額に市独自の上乗せ補助を設定し、補助金を交付しております。それでは、事業評価シートの説明をいたします。事業概要については冒頭説明したとおりです。対象については、浄化槽設置者、つまり個人となります。手段は、浄化槽設置者に対する補助金の交付。意図は、浄化槽の維持管理による快適な生活環境の確保と、水質の保全となっております。令和5年度の決算額は6,968万2,000円で、上乗せ補助分を除いた事業費の3分の1である2,002万9,000円は、循環型社会形成推進交付金として国の補助を充てております。次に、活動指標及び成果指標ですが、浄化槽設置整備事業補助金の交付件数は、100基としており、汚水処理人口普及率84.7%としております。成果としましては、公共下水道全体計画の縮小に伴う上乗せ補助の実施により、昨年度から補助金の交付件数を大きく増加させ、汚水処理人口普及率の目標を達成している。また、転換工事への補助により、くみ取りや単独浄化槽からの切替えも進み、水質保全に貢献しているとしております。令和7年度に向けた課題及び改善策は、引き続き事業を実施して、公共下水道

の整備と併せて、汚水処理人口普及率を向上させていきたいと考えております。交付件数が目標100件に対して92件となっておりますが、国庫補助分の予算を全て使い切っており、汚水処理人口普及率が85.7%と目標を達成しておりますので、目標達成度はAとしております。令和7年度に向けた方向性については、成果、コストとともに現状維持としております。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、ここで委員に質疑を求めます。

中村博行委員 目標達成度Aということで、令和5年度は令和4年度に比べて相当数増えたというふうな数字が出ていますが、令和8年度までに概成、このままいけばこの目標を達成できるとお考えでしょうか。

中村下水道課長 先ほどありました下水道事業の概成の件ですが、95%を概成ということで、下水道の整備は粛々と進めているところになりますので、これは浄化槽の補助とはまた別の話になりますので、こちらもちょうど全て、進めていきたいと思っているところです。

宮本政志委員 資料の一番上に通常補助とありますが、通常補助とはどういうことでしょうか。

岡村下水道課管理係長 こちらの通常補助ですが、従来どおりの補助ということで、循環型社会形成推進交付金が3分の1当たる補助額がそれぞれ5人槽、7人槽、10人槽と決められておりますので、これが上乗せ補助を実施する以前から実施しておりました。今までどおりの補助金額ということでございます。

宮本政志委員 そうすると下の上乗せ補助が今の通常補助にプラス市費で上乗せってことよね。上乗せ補助の件数のほうが多いのはなぜですか。

岡村下水道課管理係長 上乗せ補助のほうが多い理由ですが、上乗せ補助自体は令和5年度から新しく実施した事業でございますので、広報紙等で広く皆様に、こういった制度が新しく始まりますというふうに御案内をいたしました。そういった御案内の効果もありまして、浄化槽の補助金に関心を持っていただいた方が上乗せ区域の方で多かったのではないかと推察しております。

宮本政志委員 それと、その下の転換関連の単独処理浄化槽処分9件で108万円ってあるんだけど、分からないのが、もう今、合併浄化槽だけで単独は駄目よね。単独浄化槽っていうのは世帯数とか建物の大きさによって、上の5人槽、7人槽、10人槽といった合併浄化槽のように、単独浄化槽そのものの大きさは変わらんかいね。

岡村下水道課管理係長 申し訳ございません。単独浄化槽の人槽の設置基準については浄化槽の補助金そのものとは直接関係がございませんので私はきちんと理解しておりませんが、もともとついていた単独浄化槽の大きさいかにかかわらず、合併処理浄化槽を設置しようとする住宅の延床面積に基本的に応じて人槽が決まってくるので、その設置しようとする浄化槽、こちらは建築確認を受けた浄化槽ですとか、保健所に提出された浄化槽設置届に基づいた人槽によって、決められてきますので、設置申請がされた浄化槽の人槽によって、下水道課としては補助金を支給しております。

井上建設部長 補足説明します。単独浄化槽の処分、それから配管につきましては、大きさにかかわらず1件幾らと上限決めて出しますので、大きさは関係ありません。

宮本政志委員 聞きたかったのはそこで、そうすると大きい小さいでも一緒やったら、割と大きな単独浄化槽を処分しないといけない市民の方の負担

が大きくならんかね。

岡村下水道課管理係長 おっしゃるとおり、浄化槽の大きさ等によって処分費は変わってこようと思いますが、処分費については上限額が定められておりますので、その上限額12万円を超える金額につきましては、個人負担ということになってしまいます。ただ、こちらについても、当初9万円だったものが3万円増額して12万円になったということがございますので、今委員おっしゃったような、単独浄化槽の撤去に対する負担感の大きさというものを反映されて増額されたものと理解しております。

宮本政志委員 これは下水道整備地域がきつとこう、狭くなったから上乘せでとさっき言われたよね。そうすると、その対象、下水道整備地域だったところから外されたところに単独浄化槽の処分された方、この9件の中にいらっしゃるのか。

岡村下水道課管理係長 申し訳ございません。単独浄化槽を撤去された方が上乘せ区域に該当していたかどうかは、今手元に資料を持ち合わせておりません。

宮本政志委員 そうすると汲み取り便層も把握していないかな。

岡村下水道課管理係長 はい。申し訳ございません。

宮本政志委員 これ決算前提で、そうすると下水道整備地域狭めたから下水道来なくなった。合併とあれで上乘せしていきましようならその中のやっぱり単独にせよくみ取りにせよ、市の上乗せっていうのも今後考えていかないといけんと思うけどその辺りの苦情はなかったですか。令和5年度に苦情というか相談というか。

岡村下水道課管理係長 令和5年度においては、開始した当初に以前、私のと

ころは、補助金の対象ではなかったもので、合併浄化槽を設置したばかりなんですけどという御質問を頂いたことはございました。ただ、合併浄化槽を設置し、既に設置している方で条件を満たすところの区域におかれましては、一度だけ合併浄化槽から合併浄化槽に対して、補助金を出すことを制度として今回整備しておりますので、そちらがそういった方々に対する補償的な意味合いの制度ですというふうなことを説明して御理解いただいたところです。

宮本政志委員 聞きたかったのは、単独と汲み取りの方からそういうクレームみたいなことなかったかと聞いたけどそれはまだ、件数も把握していないよね。

原田下水道課管理係主任 先ほど宮本委員の御質問のエリアから外れたところで、単独やくみ取りで撤去されたところはどれぐらいあるかということなんですけど、上乘せ補助をしている件数が全部で52件あります。くみ取りと単独のそれぞれの件数は今すぐに出せませんが、上乘せ補助をしているところで転換の工事をされたところが約30件ございます。

井上建設部長 上乘せ補助が大きいのは、一番考えられるのは、もうすぐ下水が来る、浄化槽の補助金が出ないから我慢して待ってしようっていらっしやった市民の方が、もう待っても来ないんだ、補助金の上乗せもあるんだったら、もう早く快適な生活をしようということでこの当初に一気に増えたのが本当の大きな原因もあるのかなと思っております。

藤岡修美分科会長 ということは令和4年度に比べて令和5年度、倍近く増えていますけども、これは上乘せ補償の効果と理解していいですか。

中村下水道課長 そのとおりだと考えております。一定程度の効果があつて、水質改善に努めているというところだと考えております。

藤岡修美分科会長　ほかはよろしいですか。活動指標または成果指標で令和5年度、交付件数100に対して90日で92%という交付件数の評価に対して、汚水処理人口普及率が84.7に対して85.7で、101.1%。100%を超えているということなのですが、交付件数が減るといふのに人口普及率が増えているのはどう理解したらいいですか。

岡村下水道課管理係長　この汚水処理人口普及率は浄化槽も含めた、公共下水道農業集落排水事業の汚水処理人口普及率ですが、増加しているのは、一つには概成に向けて整備をしているというふうなこと、そして浄化槽についても上乘せ補助や以前からですが、単独やくみ取り槽からの切替えを実施しておりますので、そういったことで人口が減少する中ですが、汚水の処理につながっている方っていうのは少しずつ増えているのかなというふうに理解しております。

藤岡修美分科会長　ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業22、市営住宅建替整備事業について、執行部の説明を求めます。

島津建築住宅課長　それでは審査事業22、市営住宅建替整備事業について御説明します。資料は、60ページから65ページに掲載しております。この事業につきましては、令和4年3月に策定しました山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅のうち、安全性、生活利便性、敷地等の条件を検討し、叶松団地、平原団地、西善寺団地を対象団地として建て替え事業を実施するものです。令和5年度につきましては、3団地の建て替えの基本計画の策定及び叶松団地と平原団地の建て替え事業を進めています。3団地の建て替え整備事業の基本計画については、計画的に集約・建て替えを進めて行く必要があるため、団地周辺のインフラ環境を把握するとともに、入居者や地域の意見等を集約するために、3団地で計9回の意見交換会を実施し、アンケートを実施しました。その上で、整備戸数及び

形式供給計画の検討、構造の比較検討、配置計画等の検討を行い、計画を策定しました。この計画策定委託料として1,760万円を支出しました。また、建て替えに当たり、市営住宅の敷地を確定させるため、叶松団地と平原団地の用地測量を行いましたので、測量調査委託料を1,928万9,600円支出しております。叶松団地の建て替えについては、中央ブロックの18棟を解体し、新たな住棟を建設するものであるため、現在の中央ブロックの入居者に移転していただく必要があります。このため令和5年度は同団地の南北ブロックの10戸を改修し、移転していただいております。また、同様に、平原団地についても3戸を改修しており、併せて改修のための工事請負費が2,585万円、移転の費用として、市営住宅入居者移転補償金24万760円、通信運搬費48万4,000円、手数料24万900円を支出し、意見交換会の会場借上料として2万円を支出しております。これらの支出に対する特定財源ですが、測量調査委託料と移転に係る経費の一部を対象として、社会資本整備総合交付金が992万6,000円交付されております。目標達成度につきましては、当初の計画どおりに事業が完了したことからA、令和7年度に向けた方向性は現状維持としております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

中島好人委員 先ほど説明がありましたけども、移転費用の関係で具体的に入居者との関係で、具体的にどのようなになっているか、お尋ねしたいと思っております。

島津建築住宅課長 実際に移転していただくときに、引っ越し業者をお願いされるのがほとんどでございます。その費用、実費分については、一旦建て替えられた方については、入居者移転補償金ということで支出しております。また一方、業者には頼むけども、費用については市から業者に直接支払ってほしいという方もいらっしゃいますので、その方については、

通信運搬費、手数料等で市のほうでお支払いして移転していただいております。

中島好人委員 もう少し具体的に言いますと、業者に頼むと、業者が幾らかかるっていう話と、あと個人でやる場合と、いろんな方がおられると思いますけども、やっぱりかかった費用については、限度額とか実費とか、具体的にはそういうのはあるんでしょうか。

島津建築住宅課長 基本的には実費をお支払いするものですので、例えば近くの移転になるので、中には御自分で荷物を運ばれた方もいらっしゃいます。その点については費用がかかっておりませんので、特に市からお支払いすることはございません。

宮本政志委員 今の中島委員の関連で移転者は何人、何世帯ですか。さっき説明したかな。

石橋建築住宅課主幹 5年度につきましては、叶松団地で10世帯でございます。

宮本政志委員 叶松団地でこっちの資料は入居者移転料が96万6,000円と——全部足してか。令和5年決算額の計画策定委託料の委託先はどこですか。それぞれ下も聞いていくけど。

山本建築住宅課主査兼建築係長 基本計画策定業務につきましては、周南市の笹戸建築事務所に委託いたしました。

宮本政志委員 入札ですよ。

山本建築住宅課主査兼建築係長 指名競争入札で決定しました。

宮本政志委員 その下の測量調査のほうはどうか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 測量調査についても入札で業者を決定しております。

島津建築住宅課長 平原が瀬口事務所、叶松が西部開発です。

宮本政志委員 それと、その下の工事請負費2,585万円、これは何者ですか。

島津建築住宅課長 平原団地とそれから叶松団地で2者に依頼しております。入札で行っております。

宮本政志委員 2社とも市内業者ですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 はい、叶松団地は市内のカイト工業、平原団地は市内の池田建設工業が落札しています。

宮本政志委員 測量調査のほうで、何か別に問題点は出なかったですか。その前に測量は具体的にどういう調査をされました。

島津建築住宅課長 平原団地、叶松団地とも地籍調査を実施済みのところですので、その復元、境界確認書の取り交わし等を行って、それから、地積測量図以外にも横断図とかを依頼しております。

宮本政志委員 なら未定地とか出ることもないよね。別にトラブル見えないね。

島津建築住宅課長 もともと筆界未定地は含まれておりませんので、確認書を結べております。

矢田松夫委員 問題は今回のこの工事設計に当たって地元の住民の説明会を自治会長含めてやられたと思うんですが、こういう経過についてどのようにされたのか。お答えできますか。一番下に借り上げも入っていますが。

島津建築住宅課長 主に8月、9月で事業の説明、アンケート等を各団地2回行いました。それから、12月に建て替えの基本的なところを説明しに各団地1回ずつ行って意見を聴取したところです。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。評価シートはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは決算書のページを追って審査してまいります。248ページ。251ページの18節の負担金補助及び交付金で、先ほど審査した浄化槽施設整備事業補助金、それから、山口県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金ぐらいかな。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が316ページ。4項、6項住宅費からです。316ページ、6項住宅費、1目住宅管理費、これは人件費。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）318、319ページ。

中村博行委員 319ページの一番下のアスベスト調査委託料ですけれども、予算がかなり多めに取られていたんですが、これは市営住宅の関係のものでしょうか。

島津建築住宅課長 令和5年度は、平原団地、萩原団地の棟の解体を予定しておりまして、たしか9棟ございました。それらのアスベスト調査委託料を予算上計算して取っていたんですが、実際に実施したところ、この金額になったというところであり、その予算のほとんどについては3月補正で減額させていただきました。

宮本政志委員 この一番上、管理委託料の詳細を聞いていいですか。440万7,491円。

島津建築住宅課長　こちらについては住宅使用料の徴収業務をシルバー人材センターに委託しておりまして、その費用がほとんどとなっております。

宮本政志委員　その下の下の草刈り等委託料。これ1者じゃないかな。19万9,800円もシルバー人材センターかな。

縄田建築住宅課主査兼住宅管理係長　草刈り等の委託料なんですけど、こちらは叶松ののり面、吉田地ののり面、あと、それぞれ団地で木を伐採したりした費用になっております（「シルバーか」と呼ぶ者あり）シルバー人材センターと市内業者です。

中島好人委員　その上の設備保守委託料は市営住宅の修繕等の費用なんですか。

島津建築住宅課長　設備保守委託料につきましては、給水設備の保守、消防機器の保守、エレベーターの保守といった委託になっております。修繕とは別で、修繕は後に修繕料がありますので、そちらのほうで支出しております。

宮本政志委員　今の中島委員が言われた設備保守委託料の委託先は何者ぐらいですか。

島津建築住宅課長　給水設備の保守管理業務については市内業者で入札を行っております。市内業者に管理していただいております。

壹岐建築住宅課住宅管理係主任　消防設備につきましては、7業者で、一部市外業者もあるんですが、入札で決定しまして、令和5年度は有限会社アシストが落札して、消防設備点検等を行っております。市内業者です。

島津建築住宅課長　昇降機の保守に関しましては設置業者に委託しておりますので、こちらについては市内業者限定ということではございません。

藤岡修美分科会長 以上でよろしいですか。ほかにいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、320、321 ページ。

矢田松夫委員 空き家家具撤去の業務委託料というのがあります。本来ならこの空き家家具そのものについては、自己責任というか——この撤去の件数、そしてどのように対応されているのかについてお答えできますか。

島津建築住宅課長 こちらの空き家家具撤去委託料につきましては、解体する市営住宅に置かれている家具の撤去と、新たに入居されるときにハウスクリーニングを実施する費用となっております。退去時には、現在うちの職員も立ち会って、残ったものがないようにという対応をしておりますけども、今回撤去するところの空き家について、一部そういったものが置かれておりましたので、それを撤去したということでございます。

矢田松夫委員 今、言われたこと以外に、例えば市営住宅敷地内における不法な自転車等についてはどこにあるんですか。これ以外には撤去についてはもうないんですかね。今、言われたような対応というか、対象のことだけであったんですよね。建物そのものについては、それ以外じゃないんですかね。

島津建築住宅課長 車等の放置がございましたらその都度対応いたしますし、それ以外に不法投棄されたものであって、どうしてもこちらで処分しないといけない場合は、環境衛生センターに持っていきなり、こちらのほうで適法に処理するようにしております。

中島好人委員 先ほど私が言った委託料の設備補修委託料がこの修繕に入っているかという話で、後で修繕が出てくると言われましたので、後を見るんですけども、出てこないの、前を見たら前のほうにありました。（「はいどうぞ」と呼ぶ者あり） 319 ページになりますよね。そこで修繕料

というのは見つけました。2,800万円、ほぼ2,900万円ですけども、要するに、額が出るけども件数が出ていない。入居者から要望が出た際に、大体そういうものの評価は全部やられているんですかね。その率とはどのぐらいでしょうか。

島津建築住宅課長 入居者の方から様々な修繕要望が寄せられます。その点については毎回リストに書きながら対応しているところです。令和5年度におきましては、こちらにあります2,897万円のうち、一般的な補修と呼ばれるものが2,498万6,000円で、要望があったもの等については対応しております。

福田勝政委員 住宅リフォーム助成金が995万円とありますが、これは何件分なんですか。

島津建築住宅課長 令和5年度については180件の補助をしております。

宮本政志委員 これ321ページの一番上の耐震診断員派遣業務委託料は、どこの会社に委託していますか。

島津建築住宅課長 これは県の建築士会に委託しております。

宮本政志委員 目的として、多分これは市内の建物の耐震化を進めていきましようということだから、一番下の、先ほど福田委員が質疑した住宅リフォームの上にある100万円の耐震診断改修事業補助金につながってくるのかな。

島津建築住宅課長 そのとおりです。毎年5月から耐震についての募集をしております。耐震診断を受けていただいて、その耐震診断の結果が悪かった場合に、実際に受けた方が改修されるか、建て替えるか、どうされるかっていうのをまた判断されるわけですけど、改修される場合について

は、改修費用の補助というものにつながっていくということになります。

宮本政志委員 そうすると、耐震診断と改修のだけ耐震診断は、何件あって、補助金を出したんですか。

島津建築住宅課長 令和5年度につきましては8件実施しております。

宮本政志委員 8件に対して、この100万円の中の診断の補助金は幾らですか。セットなのか。

島津建築住宅課長 耐震診断員の派遣は321ページの一番上、耐震診断員の派遣業務委託料59万2,000円が8件分の診断の委託料ということになります。この結果を受けて、実際改修したいということになりまして、改修の補助を受けたいということになり、一番下から二つ目、耐震診断改修事業補助金ということで100万円。1件100万円の補助をするということになります。こちらについては、国の補助が2分の1、県の補助が4分の1、市の補助が4分の1となっております。

宮本政志委員 令和5年度は出ていないけど、令和4年度の事務事業評価シートを見ると診断件数は7件ですね。20件目標で、今で言ったらこれは8件ですね。改修件数は令和4年度で1件、令和5年度で1件。令和4年度の事務事業評価シートはCで、現状維持だけど、令和5年度に関してことで、どうやって件数を増やそうとしていたのか。決算として7件が8件、1件が1件で変わらないよね。

島津建築住宅課長 耐震診断については、毎年20件ほど予定しておりまして、直近で言えば令和元年度が14件、令和2年度が17件、令和3年度が6件、令和4年度が7件、令和5年度が8件となっております。一方で改修については、この5年間で言いますとゼロ件、1件、ゼロ件、1件、1件ということで、1件あるかないかっていうところで予算上は1件分

を予算化しております。

宮本政志委員 これは始めた頃から地震に強いまちづくりっていうのは目標ですよね。本市の市内に旧耐震、耐震診断を受けたほうがいいと思われるような建物あるいは、耐震の改修したほうがいいと思われる建物、昭和56年5月31日以前が3件、5件ぐらいなら1件、ゼロ件、1件でもいいけど、相当数あって、これで毎年1件しかできんのなら、この事業そのものが必要ない。だってこれ、この間の能登半島のことを考えたって旧耐震が圧倒的にほぼ全部倒壊よね。でも、目的が地震に強いまちづくりでしょう。それなのに1件、1件ならば、この事業そのものの必要性はないと僕は思う。それか、もっと予算を本気で地震に強いまちづくりを進めるなら予算を取らないといけんと思うけど、この決算について、どういうふうを受け止めたらいいいんだろう。

島津建築住宅課長 市のほうでも、耐震化を進めようと思っております、この耐震診断を受けられた方にダイレクトメールを送るなり、SNSや市の広報等なりでも呼びかけております。この耐震改修について要望が多いようなら、翌年度にまた反映っていうこともございます。要望が多いようなら、増やしていきたいというふうには思っております。

宮本政志委員 これは非常に大事なよね。この間、NHKでも言っていた。新耐震基準の一番新しい建築基準法にのっとなって行ったくい打ちでもこのたび何棟も倒れたことがあった。耐震診断って大事なんですよね。それで、しつこく聞いているけど、何でこれ、実際に改修を受けていないのか。結局、耐震改修する費用に対して補助金が少な過ぎるからできないのでしょうか。そういう、把握っていうのは、アンケート等で確認はしていますか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 耐震診断を受けますと、診断の中に、改修の概算を提示させていただいています。実際その金額を見て、所有者の方

は改修するかどうかを決めていらっしゃると思います。実際に改修の補助金の相談があるのは年間1件か2件程度ですので、実際には耐震診断の結果を見て、御判断されているケースがあるのではないかと考えております。

宮本政志委員 そうしたら、SNSとか市の広報だけじゃなくて、あなたの御自宅、住んでいらっしゃる建物は〜で特に旧耐震ですから、なんかね震度5強かな。なんやけどということをどんどんこうもっと周知をしていて、それで耐震診断を受けませんかというような試みは、この決算を通じてどう思いましたか。もっと拡充していくべきと思いましたか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 おっしゃるとおり、各住宅への耐震の補強については重要な政策だと考えております。私どもとしてはアクションプランというのを設定しまして、昨年度におきましては、市広報紙に補助制度の概要を掲載する、市内に展示ブースを22時間は設置してパンフレットの配布を行いました。市のLINEアカウント等を活用し耐震化の重要性と補助制度の周知PRを積極的に行っていました。こういった形でアクションプランを設けて、計画的に広報に努めております。実際その数字に表れてないのは少し残念ですが、今後も、耐震改修に努めていきたいと思っています。

宮本政志委員 本当は、この決算を不認定にしたいぐらいです。だって目的と全然乖離しているよね。恐らく何千か分からないけど市内で相当な数あるよ。それで、1件、1件、ゼロ件、1件という件数。耐震診断も8件とか7件とか、この事業そのものを決算不認定したいぐらいの結果。だからこれはまた、予算の際に厳しく追及していきます。やはり、今の説明は手法よね。方法を取られました、だけど、その手法が間違っていて、不十分だから結果は駄目なんですよ。だからそれを踏まえて、この決算をどういうふうに総括しとってかなっていうのがお聞きしたかったけど、これは部長に聞いたほうがいいかな。どう思われますか。

井上建設部長 耐震改修するということは、自分の財産、生命を守るにはとても大切なことだと思います。実はうちの妻の実家も耐震診断を何年前かにやりました。その結果、当然56年以前の家なので、耐震補強しなきゃいけないという結果が出たので、建てた大工に相談したところ、ここまで金をかけなくても、例えば今自分が住んでいる台所と寝室だけを手短かに、壁をちょっと補強するだけでやめようとか、例えば二階やその他のところはもうしないで、費用を抑えてやっている例がありました。補助金を使わず耐震改修している例は把握していませんけど、そういう方もかなりいらっしゃるんじゃないかなとは思っております。そういう面で、PRにつきましては今後も、いろいろ、ほかの方法あるかもしれませんが、他市の例も見ながら、できるだけ耐震改修が進むようには考えてまいりたいと思います。

宮本政志委員 そう、自己責任なんよ。まず基本は自分の家のことだから。だけど、やりたくてもできない方に対して、やっぱり市は福祉面でということと、部長が言われたようにトイレ——特にトイレが一番狭くて全部四方壁と柱ってということで、ドア1枚のトイレが一番強いつて大体言われていますから、そういう周知をどんどんして行って、そして耐震診断をしてあげる、逃げるところは「1か所、ここありますよ」というような方向性を、今回のこの決算でつかんだようなことを聞いたかったんですけど、部長がおっしゃったのは分かりましたからね、3月の予算のとき、期待しときます。この5年間を見たら、本当は決算を不認定にしたぐらいの結果よ。

中島好人委員 住宅リフォームの関係で、ちょっと記憶で、中を18件、それは実績の件数が額だったんですけども、申請っていうか要望の件数は幾らだったのでしょうか。

島津建築住宅課長 実際に申請に来られた方194件のうち180件を助成し

ております。194件のうち、対象外の方が5件、途中で中止された方が9件でございます。

中島好人委員 そうすると、積み残しは何件あるのか。

島津建築住宅課長 積み残しと申しますか、予算を全部使い切ったのが10月5日になりますので、そのあと、もし希望があれば、翌年度の4月に入って申請していただくという御案内をしております。

宮本政志委員 これは、実際の施工業者は市内の登録業者が市内業者限定よね。

島津建築住宅課長 商工業の振興も目的としておりますので市内に本社のある会社が対象となっております。

宮本政志委員 これは、準市内業者っていうのは受けないよね。

島津建築住宅課長 準市内業者は、対象外となっております。

藤岡修美分科会長 ほかに320、321ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）322、323ページ、住宅建設は先ほど審査資料22、市営住宅建替整備事業ですね。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、歳入に移ります。土木使用料、建築住宅課、6節住宅使用料。76ページ、住宅使用料。

恒松恵子副分科会長 住宅使用料のうちの未収入金についてはどのようなお考えでいらっしゃるか、どのような取り立てというか、請求をされていらっしゃるのか、改めて教えてください。

島津建築住宅課長 職員や先ほど言いましたシルバー人材センターに依頼しておりますけど、職員によって、訪問とか納付指導、徴収を行っております。

す。滞納が重なってくると、滞納者本人、連帯保証人に対して、文書により納付指導等を行っております。それでも、納付につながらないときは、明渡し訴訟等による公的な処分を行っております。

恒松恵子副分科会長 それではここに挙がっております二千二百七十六万円幾らは全て市営住宅の未収金と考えてよろしいのでしょうか。

島津建築住宅課長 そのとおりです。

藤岡修美分科会長 ほかによろしいですか、使用料はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次のページ、行政財産使用料、これもいいですか。

宮本政志委員 いや、先ほどの恒松副会長の質疑の回答で、滞納額が2, 276万7, 299円ってことですか。もう1回聞くけど、えらい大きいけど。

島津建築住宅課長 市営住宅の使用料については、時効がございませんので、年々たまってきているような状況でございます。中には、もう死亡して取り立てようがない使用料も含まれております。

宮本政志委員 令和5年度が幾ら増えたか計算すればいいか——分かりますか。

島津建築住宅課長 令和5年度は404万1,100円ほど増加しております。

宮本政志委員 この人数は延べなのか、それとも正確に人数出るんですか。すみません、人数なんか世帯かちょっと分からんけど、対象の分母がどっちが対象か分からんけど。

縄田建築住宅課主査兼住宅管理係長 令和5年度の滞納として収入未済額となった対象者が56人になります。

宮本政志委員 令和5年度が56人、今は何人いて2, 200万円なのか。死亡した人もおって。

縄田建築住宅課主査兼住宅管理係長 令和4年度以前の滞納分としては117人です。

宮本政志委員 ちょっと待ってよ。今まででこれ117人のうち令和5年度だけで56人増えたわけでしょう。令和4年度までは半分ですか。

縄田建築住宅課主査兼住宅管理係長 56人増えたのは、令和4年度以前と重なっているのが多々ありますので純粋に56人増えたというわけではありません。

島津建築住宅課長 すみません、住宅使用料の管理方法として現年度分と、それから滞納繰越し分、ということで令和4年度以前分と分けて、把握している関係で56と百十何ぼって言ったんですけど、そこは重なっている方が結構いらっしゃるということです。

宮本政志委員 さっき時効がないって言っていたけど、これ、決算に出ていたかな。令和5年度で回収はどれぐらいあったんですか。滞納は今、累積で二千二百七十六万円何ぼよね、令和5年度の回収は幾らだったのでしょうか。

島津建築住宅課長 過年度分の住宅の使用料については、約250万円です。

宮本政志委員 令和5年度の決算を受けて担当課としては、例えば下関市のように民間委託管理をしようとか、あるいは保証会社を入れようとか、きちっと連帯保証人に対して債権を執行しようとかっていう、令和5年度を踏まえた上で、今後の方向性は検討されましたか。何もせんで増え

る一方よね。払わない人は得だよね。

島津建築住宅課長 令和5年度につきましても今年度につきましても、6か月以上滞納された方については、交渉し、分納されていない以上は、法的措置を取るようにしております。

中村博行委員 今、時効もないということで、もう雪だるま式に増える一方じゃないかということですが、ずっとこの例を見ると、不納欠損ゼロになっています。そういう処理っていうものも考えられないと、数字が大きくなったらその説明が大変になると思うんですけど、そういった考えはあるんですか。死亡等の回収不能というようなものもあるようですので、そういう処理も必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

島津建築住宅課長 市が抱える他の債権のこともございますけども、そういった処理を全庁的に行っていないといけないというふうには感じているところです。今後についてそういう方向性であれば、建築住宅課としてもその処理をできるように進めていきたいと思っております。

藤岡修美分科会長 ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次、手数料はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次が、国庫補助金、89ページ、2節の住宅費国庫補助金はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次が、県補助金、98、99ページの住宅費県補助金、耐震改修事業はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）県補助金の次は、雑入。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）土木債128、129ページ、6節の住宅債はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上ですね。それでは、審査番号⑤、審査事業16、22の審査を終わります。それでは、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を休憩いたします。

午後0時7分 休憩

藤岡修美分科会長 それでは、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を再開いたします。議案第 5 1 号令和 5 年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、9 月 6 日そして本日と審査を行ってまいりました。全体的に、皆さんのほうで何かこれはというのがありましたら、自由討議に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。何かありますか。審査の中で、いろいろ予算のときに、しっかり慎重審査しなければいけないということもありました。

中島好人委員 参考資料の関係ですけども、直近では住宅リフォームの関係で実績は 1 8 0 件で、額が出るわけですけども、申請件数が、これも、百九十何がしかあったんですね。何となく、これは予算との関係で、もう、取り残しがなくて予算がなくなったから 1 8 0 件全部やった。1 9 0 件あったら、1 0 件は、次に出さなきゃいけないっていうあたりとかね。もう一つ、前回の金曜日の審査だったかな。実績と申請件数。何かそういうほうの出しかたってものを考えたほうがいいかなあというよう感じたんです。

宮本政志委員 今、中島委員が言われたのは、住宅リフォームの助成金の件、予算が少ない。それを、先ほどの分科会の中では 1 0 月 5 日にも予算はいっぱいなっていますよと。そうすると、来年度の予算を組むときに、執行部に対して予算を増やしていくべきではないかということこの分科会で働きかけたらっていうことを言われたんですか。

中島好人委員 結果的に、できなかつたわけだから、予算の増額という要望にもなると思うし、表からもそうだけどそういうのがつなげられる。また小規模土木もそうなんですよね。これも、申請が 4 2 件あって、6 0 件実施したことになるわけですけども、前の積み替え 4 0 件あるわけですよ。合わせたら 8 2 件になる。やらなきゃいけない事業が 8 2 件あつ

て、実施件数は60件。まだ残っているっていうことなんで、ある意味では残っているから、増額へのつながりにもなっていくという状況もあります。表だけを見て、聞かなかつたら分からないままで、聞くとちゃんと実績どおりやっているという感じは受けるわけです。実績表の在り方みたいなものも、何か検討があるかなということを感じました。

藤岡修美分科会長　そうですね。ということで、執行部もそれは答えると言っていました。住宅リフォームにしろ、小規模にしろ、需要が多い割には予算が少ないというのが今回の審査ではっきりしたんで、その辺で皆さんいかがですか。

中村博行委員　今、小規模土木の話がされたんだけど、小規模土木は積み残しが40件あって、申請が42件で、やったのが60件ということで、数字的にはありました。基本的な考え方は、申請があった翌年度にはやり遂げるという考え方でやっている。それに近い状態で、それだけ僕は指摘するところではないかなと思っています。ただ農林水産課の小規模土地改良は、これ3年待ちというのは、論外だと思う。だから以前の小規模土木のほうも3年待ちっていうような状況があったんですよね、5年ぐらい前は。それで一気に是正して、今は翌年度にはそれをやるという方向なんで、大分改善されたと思うんですけど、小規模土地改良のほうは、何とかしないとイケない。予算の増額をしないとイケんという気はしております。特に最近は災害が多いわけですよ。災害の応急、災害応急というのは本当に応急だけで、土のうを積んだり、その程度だから、それ以上のものについては小規模土地改良でなければならぬような状況が続いているので、これはやはり、予算増額すべきだと思います。

宮本政志委員　会長、進め方気をつけないと、今、一番初めに中島委員は、住宅リフォーム補助金助成金のことを上げた。それから小規模土木が上がってきた。中村委員からは小規模土地改良のことが上がってきた。これ三つが今一緒なんです。ここ議論の場で自由討議ですから、まずは住宅

リフォーム助成金のことをあらかたこの分科会の結論づける議論、それから小規模土木、小規模土地改良というふうにやっていると、多分、今のこの流れで言うたら全員が好き勝手言うて、議論じゃなくて、意見を言って、ぐちゃぐちゃになると思いますよ。

藤岡修美分科会長 それでは住宅リフォーム事業について、予算不足は、執行部の説明で明らかになっているんで、このことについて、皆さん意見がありますか。

宮本政志委員 さっきも言いましたように10月5日で令和5年の予算が終わったと、執行部は答弁されましたね。そうすると、やはり、もう少し予算があれば、もっと、住宅リフォームの助成金を使おうという市民が増えたでしょうし、それから準市内業者ではなく、市内業者で、全部賄っているってことは、市内業者に対しても地場産業の育成っていう意味では非常にいいことだと思いますからね、これをだからどういうふうな形で、この分科会として持っていくかっていうところを議論していきたいなと思います。

藤岡修美分科会長 宮本委員の意見がございましたが、皆さんのほうで、これについて意見ありますか。

矢田松夫委員 180件の実施件数が出たんだけど、申請件数と何か実施件数がもうあまりの差があるから、さっきの小規模土木じゃないけど、せめて前年度に申請された件数については、次年度には、必ずやっていくよう求める。打開策として、こういうことはいけるのかというふうに思うんだけど。

藤岡修美分科会長 住宅リフォーム事業についてはもう予算がなくなったらもう打切りです。その後の申請件数は多分分からないと思いますので、そこは難しいかと思います。ただ、10月で予算が終わるっていうこと自

体が予算不足と否めないんで、その辺りで皆さん、予算を増やそうという方向には間違いない。増やしていこうという方向性には間違いないと思うんですけども、御意見ございますか。

中村博行委員 住宅リフォーム助成金については、以前から建設山口からも要望がずっと出てきているわけですよ。それ執行部のやり取りもしましたけども、なかなか現実として予算が増加されないと。ということで、建設山口ももう何年も前から、今年度もたしか、関係者で、そういう調査をしたと思うんですけども、もうこのあたりで、今1,000万円ですよ。 「1,500万円ぐらいは」っていうのは、以前から委員会の中でも「それぐらいせにゃいけんね」っていうような話が出たと思うんで、これは一つ取り上げてもいいんじゃないかなっていう気はしております。

恒松恵子副分科会長 審査の中で商工業の振興の観点もございましたし、やはり住宅リフォームの数字に執行部として数字に表れてないけれども断念した理由は、多々あると思いますので、いわゆる施工業者等ともうちよっとコミュニケーションを取るなりして本当に積み残しの数を把握するなりして必要であれば、やはり予算を増やすことも必要でないかなと思っております。

福田勝政委員 この件は応募が非常に多かった割には予算が決まっているからと思いますけれど、やはりもう少しその条件に、もう少し、住民の立場になって枠を広げて予算もたくさん取るべきじゃないかなと思います。

藤岡修美分科会長 関係団体の要望書もありましたし、これ予算審査のとき、どのようになつとるかっていう、執行部とのやり取りも委員会としては記憶にありますけども、なかなかそれが、予算が増えていかないということで、皆さんのほうで、その辺について何か御意見ございますか。

宮本政志委員 今、聞いたら、全員、予算をもう少し増やしていく方向性でと

というのは一致しているから、今度はこれを一般会計予算決算常任委員会の中で、分科会長報告として——それじゃ弱いんだけど、分科会長報告に自由討議をした結果として持っていくのか、あるいは一般会計予算決算常任委員会の委員長がここにいらっしゃるので、一般会計予算決算常任委員会の附帯決議としてどうこうする、してくれっていう形で、分科会長が求めていくかっていう、何かしらの方向性示したほうがよいと思います。事務局も議長もいらっしゃるし、できるなら最良な方法を取ったほうがいいんじゃないかと思います。

藤岡修美分科会長 事務局にお聞きしますが、これは分科会長報告でつけたの
がいいのか、それとも方法論として、今、宮本委員のほうからあった二
つで、何か事務局のほうで考えがあったら。

中村議会事務局次長 今おっしゃった、2とおりがあろうかと思います。ただ、
これもおっしゃったとおりで分科会長報告に織り込むだけだと、委員会と
して最終的に附帯決議になるとしても強制力は共にはないものではありません。
分科会長報告に増額要望があったものっていうものだけで委員長報告
で済ませるのか、委員会で、今言ったその附帯決議をするためには分
科会での皆さんの議決というか、意思が必要でありましようから、そっ
ちのほうが多量強いというイメージ的には、あろうかとは思いますが。そ
のためには、ここでそれをしっかり意思決定していただいて、あとは実
際の全体会のときに——他の分科会も出るような話もちょっと聞いてお
りますから、最終的には案をある程度まとめておいていただいて、実際
の全体会のときにその案を提示していただくという流れとして、そのよ
うな流れかなと思います。

藤岡修美分科会長 事務局のほうから説明がありましたけれども、やり方とし
て、全体会でという流れがいいと思うんです。皆さんいかがですか。ま
ずは、分科会で、住宅リフォーム事業についての予算増額を決定して、
これを全体会議で報告して、全体会で、報告事項として上げるというか、

要求として上げると。

宮本政志委員　ここで今、予算決算常任委員会で附帯決議として、例えばまず1点目、この分科会としては、住宅リフォーム助成金の予算を増額することっていう形の附帯を出していただきっていうことを、予算決算常任委員会に求めますよっていうことでこの分科会はいいいですかっていう意思統一を確認しなきゃいけない。次長はそう言うたんよね。そうしたらその次、じゃあ分科会としてどうしますか、委員会に対してと多分手法論なってくるけど、まずは皆さんがどうか。

藤岡修美分科会長　それではこの分科会で、住宅リフォームの予算増を要求していくっていうことで、皆さん、よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、全員賛成ということで、要求を上げていくということにします。全体会につきましては、私のほうで案をつくります。

宮本政志委員　それで、手法は今からですけど、今、1個目が住宅リフォーム助成金、先ほどから小規模土木と小規模土地改良のことが、まだ二つ出ていますから、それを1個ずつやって同じようにするか、どうかって言うのは行って、結果、この分科会で何個予算決算常任委員会に附帯決議として要望するのかっていうのをやらないと。次は、小規模土木ね。

藤岡修美分科会長　では、住宅リフォーム事業については、そういう方向でやっていきたいと。小規模土木事業が中島委員のほうから出ましたんで、これについて予算の増額と、これについては地元の負担率以前から議論になっていますので……

宮本政志委員　これ、気をつげんと前は2割負担だったんでしょ。つまり2割負担ってことは市の負担が8割やから、決められた予算の中で、2年、3年待ちが出てきよったと。地元が3割に負担が増えた、3割になったおかげで、予算内でどうにか翌年度には、前年度で要望、申請があった

ものは全部今かけとるわけよね。だからこの7対3というところも一つ議論、私は現状でいいと思う。3割が自治会負担の7割が市の負担でいいと思ったら、予算を増やすってことも私はいいなと思うんだけど、結局取り消したのが何件かあったよね。その中には、世帯数の少ない小さい自治会では、やはりその3割といえども負担ができないところがある。そこは市民の平等の観点からいくと、世帯数の大きい自治会はできるけど小さい自治会はできないっていうんであれば、そもそもの平等性が欠落すると思うので、その辺りは例えば世帯数に応じて、例えば30世帯以下、20世帯以下とかっていう場合は、負担割合を変えるか、別途補助金を出すかっていうことを出したほうがいいと思います。それについて何か皆さん思ったら。

中島好人委員 小規模土木は、地域の環境整備というか、非常に重要な役割があるわけですが、どうしても土木ですから高額になる。やっぱり負担割合を額の増額よりも、むしろ負担を元の地元の3割負担から2割負担に戻すというのが、地域住民からは喜ばれる内容じゃないかと思いました。これをどうするかっていう点では、この委員会では、審査の中に提起がなく、決算に関わって、そういう要望とそこまでいってなかったから、積み残しがあるんじゃないかというぐらいのところまで、とどまっていたっていうのがあります。委員会全体で意見を言うっていうのは難しいかという感じはあるけど、どうでしょうか。

藤岡修美分科会長 確かに本分科会では、地元負担率までなかなか、予算をとっていう話は中島委員のほうから出て、そっちには議論が行ったんですけども、いかがでしょうか、負担率の話と、予算を増やして消化を早めるという議論が二つありますけども。

宮本政志委員 中島委員は、予算を増やせ、負担も2割に下に減らせってことを二つセットでこの分科会で要望していこうってことを言っているのかな。僕はそう聞こえたけど。小規模の件は、先ほどから小規模土地改良

と二つ出ましたよね。それに関しては今回の決算分科会を通じてどういうふうを受け止めてどうかという議論っていうのは自由討議でしてもいいと思うよ。ただ、その後どうするかについては、先ほども言ったように、住宅リフォーム助成金と同じように、附帯決議を委員会に求めよう。いやいやここで、審査はこうだから、それは附帯決議にそぐわないとかっていうのはその次の話で、小規模土木の件の議論がこの自由討議できないということはないと思いますので、それについては、御意見は言ってもいいと思いますよ。

中島好人委員 僕が聞いたのは、実績表の数の出し方について、要望になろうかと思うけども、ここを見ても申請件数42人、実績60件ですから、これだけ見れば、申請した以上、やったというのしか見えない。分からない。たしかこれは検討するという話でした。検討されるから、これはこれでいいかなと思いますけど。

藤岡修美分科会長 予算のほうはいいんですか。

中島好人委員 向こうの執行部も検討しますって言ったから、もうこれはこれでもいいんじゃないかと。

藤岡修美分科会長 確かに、執行部の資料が分かりにくいっていう質問をされて、執行部のほうは改善するという回答がありました。小規模の予算については、中島委員は特にいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

恒松恵子副分科会長 同様に小規模土木については材料費が支給されたり、安全設備等につきましては優先的にされているということですので、私はもう今のまま、委員会として、附帯決議等は必要ないのではないかと。翌年度にはもう実施できるということですから、自治会でお困りのこととかあると思いますけれども、安全設備等必要なものは最優先されているということですのでこのままでいいかなと思います。

藤岡修美分科会長 予算については、このままでいいという意見ですが、皆さん、いいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

宮本政志委員 異議なしっていう意味が分からない。今、恒松副会長が言われるようにこれは所管事務調査でもう少し深くやらないとね。さっき中島委員が言われたのは書式が駄目ってことですか。（「事業実績のほうか」と呼ぶ者あり）資料がいけんということか。もっと分かりやすい資料にしてくれと言ったってことですね。資料は議員が自分でつくり変えることだけ、自分で分かりやすいように、そのことは別にいいんだけど。これまた所管事務調査で深めていきましょうね。小規模土木に関してはまだなかなか意見もばらばらですね。確かに地道にやっていきましょうよ。

藤岡修美分科会長 地元の負担率の話もあったし、これは所管事務調査で続けて審査していくということで。それから小規模土地改良事業ですね。これ中村委員のほうから出ましてこれは3年待ちでしたかね。予算が全然つかないという。これについて皆さんのほうで。

恒松恵子副分科会長 これにつきましても、また所管事務調査で、詳細をみんなで審査した後に、また検討していいのではないかと思います。いかがでしょうか。

藤岡修美分科会長 いかがですか。小規模土木と同様に、所管事務調査で、深めた議論をしていくということでよろしいですかね。皆さんどんなですか。

中村博行委員 もう現実、3年待ち、これはどんどん待ちが大きくなる可能性もあるし、さっき言いましたように、これ最近も災害がつきもので、その災害がなかったから、結局迷ったところがあるんですけども、災害の場合は、ちょっとしたことで災害応急ができるんですけども、それ以外

は全部小規模土地改良でもうやらざるを得ないというような状況がもう多々あるんですよ。だから、そういった面で、予算確保を執行部ができればいいようにと言ったらおかしいけど、議会はやっぱりある程度後押ししてあげるべきじゃないかなというような気がしています。

藤岡修美分科会長 という、中村委員の意見ですけれども。皆さんから何かほかに意見ありましたら。

福田勝政委員 答弁を聞いておりましたが、副会長が言われたとおりでいいです。

藤岡修美分科会長 所管事務調査でやっていったらいいという意見です。ほかに皆さん御意見を。

矢田松夫委員 表を見ても分かるように、令和5年度が20件の繰越しっていう。この繰越しの内容が、どういう内容なのか等含めてもう少し、審査すべきだと、緊急的に対応するべきものは、それが本当にその繰り越されているのかという実態も分からないという状況でありますので、もう少し深掘りして審査を進めるべきだと思います。

宮本政志委員 矢田委員、恒松副会長と同じです。もう少し詳細を所管事務調査で深めないとういう問題点を担当課が抱えて市民の方が抱えているか見えない。これは単に予算増やせばと言ってもどれぐらいまで増やしたらいいかっていうのも分からないので、その辺りも少し所管で調査しましょう。

中島好人委員 さっきの小規模土木は、自治会のまとめだけそういう状況が分かるわけですけども、まだ何か、どういうルールになるか、ものすごく待ち望んでいるのか、実態が把握できてないですよ。なかなか議員は把握するだけだから、ちょっと把握してないのに、どうこうという状

況じゃないなと思っています。

宮本政志委員 もう少し詳細を所管事務調査していきましようってさっき言いましたけど、この繰越し件数とか、今の予算とか、あるいは、執行額の流れによったら予算が足りないのはすごく分かるんで、基本的には私は予算を増やしていくべきと思っていますから、そういった意味でも、それを求めていくに当たっての所管事務調査をできれば早々に、調査したほうがいいんじゃないかなということをつけ加えます。

中村博行委員 状況は、表を見ればもう一目瞭然で、皆さんもよく理解できたと思います。その内容についてやっぱり小規模土木についてはある程度、認識があると思うんですけど、小規模土地改良は農業関係なんで、なかなか理解がつかないところがあると思うんですよ。予算措置にはまだ時間ありますので、これからそういった面も、研究していけばと思います。

藤岡修美分科会長 小規模土地改良事業についても、所管事務調査で審査していくということでもよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）今、住宅リフォームと小規模土木それから小規模土地改良を審査してまいりましたけれども、ほかに何か今回の審査でもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、換気のために暫時休憩といたします。午後2時再開とします。

午後1時50分 休憩

午後2時 再開

藤岡修美分科会長 それでは、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を再開いたします。先ほどまで議論してまいりました、住宅リフォーム事業、それから小規模土木事業、小規模土地改良事業、ほかに皆さんのほうで、これはというのがありましたら。

中村博行委員 委員会として、現地視察がやっぱり必要じゃないかと思っています。例えばテニスコートでも、実際に今日審査しましたけど、やはりどういうふうな形でやられているかも含め——また、厚狭の駐輪場にしてもそうですけど、委員会として今後、現地視察も念頭に置いて審査をしていくべきだと思っていますので、その辺は今後の課題かと思います。

藤岡修美分科会長 今、中村委員から御意見ございましたが現地調査、それぞれ必要ならば、先日はオートレース場にも行きましたけども必要に応じてやっていくという方向でいきたいと思います。ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは住宅リフォーム事業につきましては、これから全体会に上げていくということで決定しました。ということで、それをもってまた今日の議論……

宮本政志委員 今、皆さん意見なしということなので、所管事務調査でやるのは小規模土木と小規模土地改良と。住宅リフォーム助成金に関しては、これは少し、議決をある程度とるのか、あるいは委員長の方に案として一任とかというところもちょっと詰めてもらえると。方向性としては、事務局、どういう方向性が今はベストかな。この分科会で、住宅リフォーム助成金の予算増額についての附帯決議を一般会計予算決算常任委員会として出してくれと。それに当たっては、藤岡分科会長が、委員会にどのような要請文を出すかという内容を一任するか。ここでも出すということで、一応オーケーをとるのか。案が出てからはおかしいけど、出て一任かな、ちょっと流れを教えて。

中村議会事務局次長 私も先ほどメモを全部し切れなかったんですけど、住宅リフォーム助成金については例えば10月予算で使い切って打ち切っているの、その後の申請件数が不明であるとか建設山口の要望もある。もろもろあり予算増を求めらるっていうのが今分科会の中での意思統一になったかと思っていますので、この件について、恐らく分科会長報告で述べ

ようと思われているのが、藤岡会長の御意思なのかなと思います。附帯決議を求めると言い方にしてもいいでしょうし、最終的には委員会の中での、どなたか提出者がいるわけですからその方とうまく調整して文言を作成して委員会の中で動議が出て休憩の後、その文面を提出する。ただ、さっき言いましたように、何かほかの分科会でも出るような話がありますから、その場で提出者をうまく調整していただいてこれまでの流れだと、委員長が中村副議長になりますから、総務文教常任委員会の委員長が副委員長になりますので、大体は副委員長が提出者として、それぞれの分科会のまとめて出すような流れになるのではないのかと思います。ほかの分科会がなければ今の産業建設部分を藤岡会長がうまく調整しておいていただいて、一般会計副委員長にうまく調整しておく、附帯決議についても分科会長報告でそのように述べればよろしいのではないかと思います。

藤岡修美分科会長 事務局からお話がありました。そういった流れで整理してよろしいですかね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）以上をもちまして、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を終わります。

午後 2 時 7 分 散会

令和 6 年（2024 年）9 月 9 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤 岡 修 美